

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更理由等について

松本市

1 計画の変更理由

- (1) 松本農業振興地域整備計画は、優良農地として確保する必要のある土地を農用地区域に指定するもので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「農振法」と言います。）に基づき策定されています。
- (2) 松本市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、都市の機能や配置などの基本となる都市計画を定めており、本計画では、市街化を促進する調整区域と、乱開発を抑制し農業振興を図る調整区域を定めています。調整区域は、基本的には大規模な開発をすることができません。
- (3) 松本市へは、製造業を中心に事業用地に関する問い合わせがありますが、市街化区域内には十分な工業用地を確保する余裕がありません。
- (4) そのため、市街化調整区域を市街化区域へ編入し、新たな工業団地を整備することとしたものです。
- (5) 農振法では、市街化区域は農業振興地域に含めることができないとされているため、市街化編入に先立ち、開発予定地を農振農用地から除外するものです。

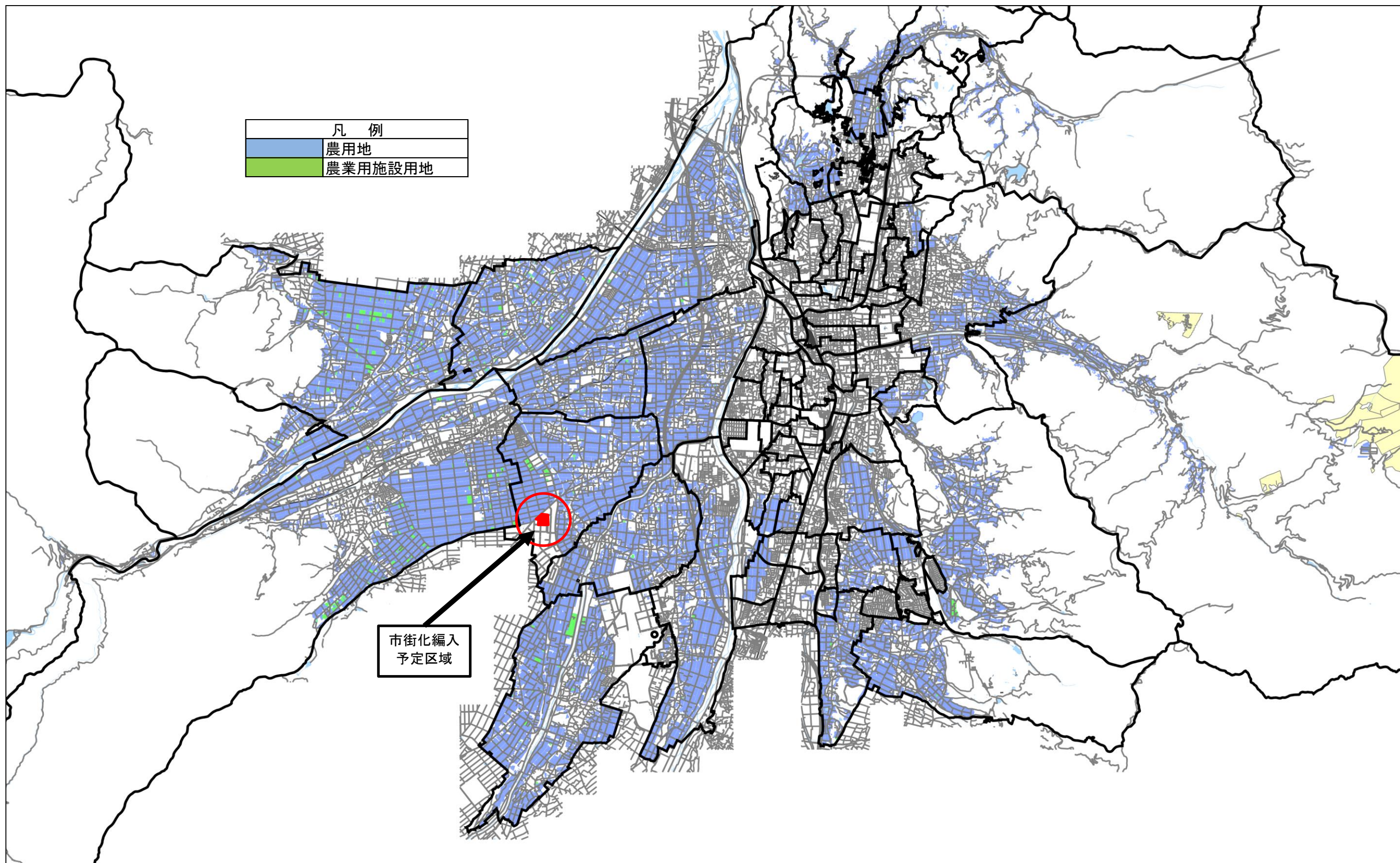
2 経過

都市計画の変更については、関東農政局と事前調整を行い、区域区分の変更はやむを得ないと回答がありました。

松本農業振興地域整備計画の変更については、農業委員会での意見聴取、松本市農業振興地域整備促進等協議会での協議を行い、農用地区域からの除外はやむを得ないと認められています。

・都市計画の変更に係る関東農政局との 事前調整の完了	令和6年10月15日
・市農業委員会の意見聴取	令和6年12月27日
・市農振協議会	令和7年 1月31日
・農振計画案の県との事前協議	令和7年 6月26日
・農振計画案の県からの事前協議回答(同意)	令和7年 7月15日

変更位置を示した図面



縮尺 1 : 80000

1000 500 0 1000 2000 3000 4000 5000 8000

